

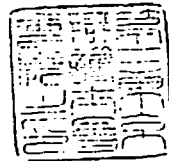


発第 昭 和 56 年 9 月 14 日
第 81 の 570 号

〒100 東京都千代田区霞が関一ノ一ノ四

第二東京弁護士会

会長 木戸口久治



会員 菅原哲郎 殿

照会申出に基く回答の通知

昭和 56 年 8 月 27 日付、弁護士法第二十三条の二による

文化庁

宛照会方申出に基き別紙のとおり

回答がありましたので、ご通知申し上げます。

甲第 9 号証 9/10